

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
3	軽自動車税関係事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

笛吹市は、軽自動車税関係事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

笛吹市長

公表日

令和7年2月28日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	軽自動車税関係事務
②事務の概要	<p>軽自動車税は、4月1日時点で軽自動車等(軽自動車、原動機付自転車等)の定置場を笛吹市内に所有する者に対して課税を行うものである。</p> <p>軽自動車等の所有者は、軽自動車等を購入または譲り受けるなどした場合や、譲渡や盗難などにより所有しなくなった場合に関係機関に申告することとなる。申告先は、車両の種類により異なり、三輪・四輪の軽自動車に関しては軽自動車検査協会、二輪の小型自動車・二輪の軽自動車に関しては陸運事務所、原動機付自転車・小型特殊自動車に関しては市町村となる。</p> <p>なお、身体障害者等に課す軽自動車税は、申請に基づき、必要に応じて減免する。</p> <p>軽自動車税の還付金が生じ、納税者等から公金受取口座の利用希望がある場合は、収納管理システムから情報提供ネットワークシステムを通じて「口座情報登録システム」から受領し、当該口座に還付金を還付する。</p> <p>本事務における特定個人情報ファイルは、次の事務に使用する。</p> <p>①課税対象者情報の準備。(地方税法第442条の2、第445条)</p> <p>②納税者の軽自動車の登録・抹消情報を受領する。(地方税法第447条)</p> <p>③納税者に対し、納税通知書(税額決定通知書)と納付書を送付する。</p> <p>④納税者から減免申請書を受領する。(地方税法第454条、笛吹市税条例第90条)</p> <p>⑤減免申請の対象者であるか他課へ情報照会を行う。</p> <p>⑥納税者に対し、減免決定通知書を送付する。</p> <p>⑦納税者が納付書等により納付したことについて、金融機関からの領収済通知書等により確認する。</p> <p>⑧納付額が課税額より多い場合は過納額を還付のうえ、納税者に還付通知書を送付する。</p> <p>⑨納税者からの納税証明書交付申請書を受け付け確認を行う。</p> <p>⑩⑨にかかる納税証明書を納税者に交付する。</p> <p>⑪納税者からの納付がない場合や納税額が課税額より少ない場合は、納税者に督促状を送付する。</p> <p>⑫督促した納税者から納付が無い場合や、納税額が課税額より少ない場合は滞納整理を行う。</p> <p>⑬口座振替処理、過誤納が発生した納税義務者への還付・充当処理。</p>
③システムの名称	軽自動車税システム、収納管理システム、滞納管理システム、中間サーバー、団体内統合宛名システム
2. 特定個人情報ファイル名	
軽自動車税情報ファイル、収納情報ファイル、滞納情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項及び別表24の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令第16条 公金受取口座登録法施行規則第2条第7号、第45号
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 (情報照会の根拠)第48の項 (情報提供の根拠)なし 公金受取口座登録法第9条
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	総務部税務課、収税課
②所属長の役職名	税務課長、収税課長

6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	〒406-8510 山梨県笛吹市石和町市部777番地 笛吹市役所総務部総務課 Tel.055(262)4111
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	〒406-0031 山梨県笛吹市石和町市部809番地1 笛吹市役所総務部税務課、収税課Tel.055(262)4111
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人が	<input type="checkbox"/> 1万人以上10万人未満 <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年2月3日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	<input type="checkbox"/> 500人未満 <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年2月3日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	<input type="checkbox"/> 発生あり <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
<p>[基礎項目評価書及び重点項目評価書]</p> <p>2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。</p>		<p><選択肢></p> <p>1) 基礎項目評価書</p> <p>2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書</p> <p>3) 基礎項目評価書及び全項目評価書</p>
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
<p>目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か</p>	<p>[十分である]</p>	<p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている</p> <p>2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>
3. 特定個人情報の使用		
<p>目的を超えた紐付け、事務に必要なのない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か</p>	<p>[十分である]</p>	<p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている</p> <p>2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>
<p>権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か</p>	<p>[十分である]</p>	<p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている</p> <p>2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
<p>委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か</p>	<p>[十分である]</p>	<p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている</p> <p>2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
<p>不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か</p>	<p>[十分である]</p>	<p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている</p> <p>2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) [○]接続しない(提供)		
<p>目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か</p>	<p>[十分である]</p>	<p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている</p> <p>2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>
<p>不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か</p>	<p>[]</p>	<p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている</p> <p>2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	本人からのマイナンバー取得ができない場合、住基ネット照会を行う際には4情報又は住所を含む3情報による照会を行うことを厳守している。また、上記のほか、下記の局面で特定個人情報の取扱いに関して手作業が介在するが、いずれの局面においても複数人での確認を行うようにしており、人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分であると考えられる。 ・個人番号及び本人情報が記載された申請書の廃棄	
9. 監査		
実施の有無	[<input type="radio"/>] 自己点検	[<input type="radio"/>] 内部監査 [<input type="radio"/>] 外部監査
10. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 [<input type="radio"/>] 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	[]	<選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発
当該対策は十分か【再掲】	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠		

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成30年4月1日	5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長	税務課長 水谷 和彦、収税課長 返田 典雄	税務課長 返田 清美、収税課長 市川 要司	事後	
平成31年4月1日	I . 5. ①	総務部税務課	総務部税務課、収税課	事後	
平成31年4月1日	I . 5. ②	税務課長 返田 清美、収税課長 市川 要司	税務課長、収税課長	事後	
平成31年4月1日	IV リスク対策	—	新たに追加(新様式への変更)	事後	
令和3年9月1日	I 関連情報	番号利用法第19条7号	番号利用法第19条8号	事前	
令和5年6月15日	I . 1. ②	<p>軽自動車税は、4月1日時点で軽自動車等(軽自動車、原動機付自転車等)の定置場を笛吹市内に所有する者に対して課税を行うものである。</p> <p>～(略)～</p> <p>なお、身体障害者等に課す軽自動車税は、申請に基づき、必要に応じて減免する。</p> <p>本事務における特定個人情報ファイルは、次の事務に使用する。</p> <p>～(略)～</p> <p>⑫督促した納税者から納付が無い場合や、納税額が課税額より少ない場合は滞納整理を行う。</p>	<p>軽自動車税は、4月1日時点で軽自動車等(軽自動車、原動機付自転車等)の定置場を笛吹市内に所有する者に対して課税を行うものである。</p> <p>～(略)～</p> <p>なお、身体障害者等に課す軽自動車税は、申請に基づき、必要に応じて減免する。</p> <p>軽自動車税の還付金が生じ、納税者等から公金受取口座の利用希望がある場合は、収納管理システムから情報提供ネットワークシステムを通じて「口座情報登録システム」から受領し、当該口座に還付金を還付する。</p> <p>本事務における特定個人情報ファイルは、次の事務に使用する。</p> <p>～(略)～</p> <p>⑫督促した納税者から納付が無い場合や、納税額が課税額より少ない場合は滞納整理を行う。</p> <p>⑬口座振替処理、過誤納が発生した納税義務者への還付・充当処理。</p>	事前	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年6月15日	I. 3. 法令上の根拠	番号法第9条第1項(別表第一 16の項) 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(第5号)第16条	番号法第9条第1項(別表第一 16の項) 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(第5号)第16条 公金受取口座登録法施行規則第2条第7号、第45号	事前	
令和5年6月15日	I. 4. ②	〈情報照会の根拠〉 番号法第19条第8号(別表第二27の項) 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(第7号)第20条 〈情報提供の根拠〉 なし	〈情報照会の根拠〉 番号法第19条第8号(別表第二27の項) 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(第7号)第20条 公金受取口座登録法第9条 〈情報提供の根拠〉 なし	事前	
令和7年2月28日	IV. 8. 根拠	—	本人からのマイナンバー取得ができない場合、住基ネット照会を行う際には4情報又は住所を含む3情報による照会を行うことを厳守している。また、上記のほか、下記の局面で特定個人情報の取扱いに関して手作業が介在するが、いずれの局面においても複数人での確認を行うようにしており、人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分であると考えられる。 ・個人番号及び本人情報が記載された申請書の廃棄		
令和7年2月28日	IV. 11.	—	[○]全項目評価又は重点項目評価を実施する		
令和7年2月28日	I. 3. 法令上の根拠	番号法第9条第1項(別表第一 16の項) 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(第5号)第16条 公金受取口座登録法施行規則第2条第7号、第45号	番号法第9条第1項及び別表24の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令第16条 公金受取口座登録法施行規則第2条第7号、第45号		

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年2月28日	I . 4. ②	〈情報照会の根拠〉 番号法第19条第8号(別表第二27の項) 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び 情報を定める命令(第7号)第20条 公金受取口座登録法第9条 〈情報提供の根拠〉 なし	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の 表 (情報照会の根拠)第48の項 (情報提供の根拠)なし 公金受取口座登録法第9条		